



2013年元旦闘争



原点を守り今年こそ！勝利を

南労会支部 執行委員長代行 小松 千尋

新年あけましておめで

とうございます。今年も元旦闘争・南労会若杉常務理事糾弾集会とデモへの結集、本当にありがとうございました。二十二日目に入った南労会闘争

に対する、港合同と南大

阪などの官民の仲間の支援と共闘に心から御礼を申し上げます。年頭に当たり、昨年の報告と本年を勝利の年にすべく闘いぬく決意を述

べます。

故大和田委員長・辻岡執行委員の御霊前に一日も早く勝利の報告ができるよう闘い抜くことをお誓いします。

十一月集会の成功

昨年十一月二十一日、開催された「南労会闘争勝利のための決起集会」には予想を遥かに上回る官民の仲間がかけつけて下さいました。多くの方から「いい集会やったな」と激励の言葉を頂き、闘うエネルギーを得たことを実感しています。お忙

しい中ありがとうございます。

集会の白眉、早稲田大学名誉教授・労働法学者の佐藤昭夫先生の『団結権確保と労働委員会命令の履行義務、制裁規定』と題する講演では（前号報告）団結権破壊・不当労働行為との闘いに勇気と確信を得て南労会闘争の方向性に大きな示唆を頂きました。

損害賠償請求訴訟

請求内容は、①一九九一年～一九九五年の五回の賃上げと十三回の一時金未払（元本二億五千五百万円）、②遅延損害金、③慰謝料、計六億六千万

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

円です。組合は裁判所でのビラまき、街頭宣伝、数次にわたる署名提出行動、座り込みなど大衆的現場闘争を積み重ねてきました。九月二十一日には川口書記長が証人として立ち、〇七年九月二六日大阪高裁判決が前記の未払い賃上げと一時金について南労会が受結条件とした減額四条項について全て不当労働行為と断じた事実。しかし南労会は態度を改めることなく四条件に固執して受結を妨害し続けた事実。それゆえ請求額相当の損害が発生している事実。十二回の一時金及び勤務時間の変更をめぐる二件の緊

急命令違反・過料五百万円を科せられた事実。大阪地裁民事五部の過料決定文が南労会を指弾している事実を証言し、南労会の悪質な不当労働行為を浮き彫りにしました。

一月十八日には最終弁論が開かれますが、裁判官の労働基本権、労働者保護法に対する理解は不十分で予断を許しません。判決の日まで更に闘って勝利を切り開かねばなりません。

行政闘争

昨年六月末には服部良一衆院議員（当時）に労働を取って頂き、内閣答弁書を引き出しました。答

弁書は、緊急命令不履行、確定判決に支持された労働委員会命令不履行を続ける南労会が極めて悪質な使用者であることを浮き彫りにすると同時に、南労会を名指しにして医療法違反の疑いがあるとの認識を示しています。

組合は若杉常務理事・松浦元理事長による（医）三車会買収が医療法違反のみならず背任の疑いが強いと見て強力な指導を行うよう求めています。

若杉の刑事責任追及

十二回の一時金未払いに関する中労委命令（最高裁決定により確定）も履行しない若杉らは労働

組合法の刑事罰の対象となりましたが、大阪地検は昨年三月三十日、若杉・松浦を不起訴処分としました。が、直ちに佐藤昭夫先生が若杉・松浦・佐藤現理事長の三者を大阪地検に告発、八月には組合も告訴を行いました。

ビラまき、街頭宣伝、署名提出行動など現場闘争も闘いつつ、「速やかに起訴を」と要求してきました。今後も若杉の刑事責任を追及します。

三菱UFJの責任追及

争議解決の為の交渉を要求して、御堂筋大阪本社へのデモ・ビラまき・街宣・申入れ行動、株主

プリマハム労組関西支部／港合同南労会支部
2013年合同旗開き

- 日時：2013年1月24日（木）18：30より
 - 場所：田中機械ホール
-

中労委命令を巡る行政訴訟は佐藤昭夫先生ら四名の強力な弁護団により十事件を闘っています。

まとめ

南労会闘争は、労働者診療所と団結権を破壊する経営陣との闘いです。この原点を守るために一人一人の組合員と組織としての組合が全体の力を出し切り、執念をもった闘いで勝利をもぎりとるしかありません。若杉らと組合つばしの加担者の責任を鋭く追及し全面解決を迫っていく時機が到来しています。

全社会的に団結権・集团的労使関係が衰退し、

失業と貧困と格差、排外主義と戦争の緊張の高まる情勢です。反原発の闘いに弾圧と反動が襲っています。基地撤去を求める沖縄の闘いに連帯する闘いがあります。

これらを担いながら南労会闘争の勝利解決を皆さんと共に確認できるよう頑張りますので、引き続きのご支援・連帯をよろしくお願い致します。



裁判・労働委員会スケジュール

■ 1月18日(金) 13時5分～

6億6千万円損賠裁判・最終弁論

大阪地裁610号

大阪市斎場解雇撤回裁判

◇ 2月6日(水) 10時～

最終弁論

大阪地裁809号

※原告団を代表して前田さんの意見陳述もあります。傍聴結集をお願いします。